

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

	規 則	ページ
○	北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務企画局総務部文書課】	6 8 9
○	単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部給与課】	6 9 0
○	北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例付則第 1 6 項から第 1 8 項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部給与課】	7 0 4
	◇ 上下水道局	
○	北九州市下水道暗渠の使用に関する規程の一部を改正する規程【上下水道局下水道部下水道計画課】	7 0 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、北九州市福祉事務所長事務委任規則において引用する同法の用語を改めることにしました。

この規則は、平成26年4月1日から施行することにしました。

◇単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員について、給料表の号給構成の改正等を行うことにしました。

この規則は、平成26年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例付則第16項から第18項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、55歳を超える行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が5級以上のものの等の期末手当及び勤勉手当並びに平成18年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置の額を1.5%減額することについて、必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成26年4月1日から施行することにしました。

北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成 26 年 3 月 25 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 12 号

北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市福祉事務所長事務委任規則（昭和 38 年北九州市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

本則第 30 号及び第 36 号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める

付 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第13号

単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則（昭和41年北九州市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「）の数」の次に「に4を乗じて得た数」を加える。

第5条第1項各号列記以外の部分中「前条」を「第4条第1項又は第2項」に改め、「切り捨てる。）」の次に「に4を乗じて得た数」を、「加えて得た数」の次に「（その者の属する職務の級における最高の号給の号数の数を超えるときは、当該最高の号給の号数の数）」を加える。

第6条中「よりがたい」を「より難い」に、「前2条」を「第4条第1項及び第2項並びに前条」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「次の各号」を「昇格した日の前日に受けていた号給に対応する、別表第5の昇格時号給対応表の昇格後の号給欄」に改め、同項各号及び同条第2項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

技能労務職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	133,900	170,600	203,500	233,000
	2	134,600	172,200	205,400	234,900
	3	135,300	173,800	207,300	236,800
	4	136,000	175,400	209,200	238,700
	5	136,800	176,800	211,000	240,400
	6	137,700	178,500	212,900	242,300
	7	138,600	180,200	214,800	244,200
	8	139,500	181,900	216,700	246,100
	9	140,500	183,400	218,500	247,900
	10	141,500	185,100	220,300	249,800
	11	142,500	186,800	222,100	251,700
	12	143,500	188,500	223,900	253,600
	13	144,300	190,000	225,700	255,400
	14	145,400	191,700	227,500	257,300
	15	146,500	193,400	229,300	259,200
	16	147,600	195,100	231,100	261,100
	17	148,800	196,600	233,000	263,000
	18	150,100	198,300	234,900	265,000
	19	151,400	200,000	236,800	267,000
	20	152,700	201,700	238,700	269,000
	21	153,800	203,300	240,400	270,800
	22	155,100	205,100	242,300	272,800
	23	156,400	206,900	244,200	274,800
	24	157,700	208,700	246,100	276,800
	25	158,800	210,600	247,900	278,600
	26	160,100	212,500	249,800	280,500
	27	161,400	214,400	251,700	282,400
	28	162,700	216,300	253,600	284,300
	29	163,800	218,000	255,500	286,300
	30	165,400	219,800	257,400	288,300
	31	167,000	221,600	259,300	290,300
	32	168,600	223,400	261,200	292,300
	33	170,000	225,200	263,100	294,100
	34	171,600	227,000	265,100	296,100
	35	173,200	228,800	267,100	298,100
	36	174,800	230,600	269,100	300,100
	37	176,200	232,400	270,900	302,000
	38	177,800	234,300	272,900	303,800
	39	179,400	236,200	274,900	305,600
	40	181,000	238,100	276,900	307,400
	41	182,500	239,900	278,700	309,200
	42	184,100	241,700	280,600	311,200
	43	185,700	243,500	282,500	313,200

44	187,300	245,300	284,400	315,200
45	188,900	247,200	286,400	317,100
46	190,500	249,000	288,300	319,100
47	192,100	250,800	290,200	321,100
48	193,700	252,600	292,100	323,100
49	195,400	254,200	293,900	324,900
50	197,000	255,800	295,500	326,800
51	198,600	257,400	297,100	328,700
52	200,200	259,000	298,700	330,600
53	201,900	260,700	300,100	332,600
54	203,500	262,300	301,800	334,500
55	205,100	263,900	303,500	336,400
56	206,700	265,500	305,200	338,300
57	208,400	267,100	306,700	340,300
58	210,000	268,700	308,300	342,200
59	211,600	270,300	309,900	344,100
60	213,200	271,900	311,500	346,000
61	214,900	273,400	313,200	347,800
62	216,500	274,900	314,700	349,600
63	218,100	276,400	316,200	351,400
64	219,700	277,900	317,700	353,200
65	221,400	279,400	319,300	354,900
66	222,900	280,800	320,800	356,600
67	224,400	282,200	322,300	358,300
68	225,900	283,600	323,800	360,000
69	227,400	284,900	325,100	361,700
70	228,900	286,200	326,600	363,400
71	230,400	287,500	328,100	365,100
72	231,900	288,800	329,600	366,800
73	233,400	290,000	330,900	368,500
74	234,900	291,300	332,300	370,100
75	236,400	292,600	333,700	371,700
76	237,900	293,900	335,100	373,300
77	239,200	295,000	336,500	374,700
78	240,600	296,300	337,800	376,200
79	242,000	297,600	339,100	377,700
80	243,400	298,900	340,400	379,200
81	244,700	300,300	341,800	380,500
82	246,100	301,500	343,100	382,000
83	247,500	302,700	344,400	383,500
84	248,900	303,900	345,700	385,000
85	250,300	305,100	346,900	386,300
86	251,700	306,200	348,200	387,700
87	253,100	307,300	349,500	389,100
88	254,500	308,400	350,800	390,500
89	255,900	309,400	352,000	392,000
90	257,100	310,300	353,300	393,200
91	258,300	311,200	354,600	394,400
92	259,500	312,100	355,900	395,600

再任
用職
員以
外の
職員

93	260,700	313,000	357,000	396,900
94	261,900	313,800	358,200	398,000
95	263,100	314,600	359,400	399,100
96	264,300	315,400	360,600	400,200
97	265,500	316,300	361,800	401,200
98	266,600	317,000	363,000	402,300
99	267,700	317,700	364,200	403,400
100	268,800	318,400	365,400	404,500
101	269,700	319,100	366,500	405,400
102	270,700	319,800	367,600	406,500
103	271,700	320,500	368,700	407,600
104	272,700	321,200	369,800	408,700
105	273,600	321,800	371,000	409,600
106	274,400	322,500	372,100	410,600
107	275,200	323,200	373,200	411,600
108	276,000	323,900	374,300	412,600
109	276,800	324,500	375,300	413,600
110	277,500	325,000	376,300	414,600
111	278,200	325,500	377,300	415,600
112	278,900	326,000	378,300	416,600
113	279,400	326,600	379,400	417,600
114	280,000	327,100	380,400	418,600
115	280,600	327,600	381,400	419,600
116	281,200	328,100	382,400	420,600
117	281,800	328,600	383,300	421,500
118	282,400	329,100	384,300	422,500
119	283,000	329,600	385,300	423,500
120	283,600	330,100	386,300	424,500
121	284,000	330,600	387,200	425,300
122	284,600	331,100	388,200	426,200
123	285,200	331,600	389,200	427,100
124	285,800	332,100	390,200	428,000
125	286,200	332,500	391,000	429,000
126	286,700	332,900	391,900	
127	287,200	333,300	392,800	
128	287,700	333,700	393,700	
129	288,300	334,200	394,700	
130	288,700	334,700		
131	289,100	335,200		
132	289,500	335,700		
133	289,700	336,000		
134		336,400		
135		336,800		
136		337,200		
137		337,500		
138		337,900		
139		338,300		
140		338,700		
141		339,000		

再任用職員		222,600	224,600	230,900	263,100
-------	--	---------	---------	---------	---------

備考 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級15号給の給料月額に相当する額とする。

別表第3中「1級4号給」を「1級15号給」に改める。
別表第5を次のように改める。

別表第5 (第7条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	2
11	1	1	3
12	1	1	4
13	1	1	5
14	1	1	6
15	1	1	7
16	1	1	8
17	1	1	9
18	1	2	10
19	1	3	11
20	1	4	12
21	1	5	13
22	1	6	14
23	1	7	15
24	1	8	16
25	1	9	17
26	1	10	18
27	1	11	19
28	1	12	20
29	1	13	21
30	2	14	22
31	3	15	23
32	4	16	24
33	5	17	25
34	6	18	26
35	7	19	27
36	8	20	28
37	9	21	29
38	10	22	30
39	11	23	31
40	12	24	32
41	13	25	33
42	14	26	34
43	15	27	35
44	16	28	36
45	17	29	37
46	18	30	38
47	19	31	39
48	20	32	40
49	21	33	41
50	22	34	42
51	23	35	43
52	24	36	44
53	25	37	45
54	26	38	46
55	27	39	47
56	28	40	48
57	29	41	49

58	30	42	50
59	31	43	51
60	32	44	52
61	33	45	53
62	34	46	54
63	35	47	55
64	36	48	56
65	37	49	57
66	38	50	58
67	39	51	59
68	40	52	60
69	41	53	61
70	42	54	61
71	43	55	62
72	44	56	62
73	45	57	63
74	46	58	63
75	47	59	64
76	48	60	64
77	49	61	65
78	50	62	66
79	51	63	67
80	52	64	68
81	53	65	69
82	54	65	69
83	55	66	70
84	56	66	70
85	57	67	71
86	58	67	71
87	59	68	72
88	60	68	72
89	61	69	73
90	61	69	74
91	62	70	75
92	62	70	76
93	63	71	77
94	63	71	78
95	64	72	79
96	64	72	80
97	65	73	81
98	66	73	81
99	67	74	82
100	68	74	82
101	69	75	83
102	70	75	83
103	71	76	84
104	72	76	84
105	73	77	85
106	73	77	86
107	73	78	87
108	74	78	88
109	74	79	89
110	74	79	89
111	75	80	90
112	75	80	90
113	75	81	90
114	76	81	90
115	76	81	91
116	76	82	91
117	77	82	92
118	77	82	93
119	78	83	94
120	78	83	95
121	79	83	96
122	79	84	96
123	80	84	97

124	80	84	97
125	81	85	98
126	81	85	98
127	81	85	99
128	82	86	99
129	82	86	100
130	82	86	
131	83	87	
132	83	87	
133	83	87	
134		88	
135		88	
136		88	
137		89	
138		89	
139		90	
140		90	
141		91	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 平成26年4月1日（以下この項、次項及び第4項において「切替日」という。）の前日において単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則別表第1の技能労務職給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日において、その者が属していた職務の級、その者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（市長の定める職員にあっては、市長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて付則別表に定める号給とする。

- 3 切替日の前日が、55歳に達した日以後である職員で、切替日以後において在職するもの（市長が定める職員を除く。）に係る前項の規定の適用については、付則別表の経過期間欄中「3月未満」とあるのは「6月未満」と、「3月以上6月未満」とあるのは「6月以上12月未満」と、「6月以上9月未満」とあるのは「12月以上18月未満」と、「9月以上12月未満」とあるのは「18月以上24月未満」と、「12月以上」とあるのは「24月以上」とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の、この規則の施行の日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(その他)

- 6 前4項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年北九州市条例第38号）の規定が適用される職員の例によるものとする。

付則別表

付則第2項の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
	経過期間				
1	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	2
	6月以上9月未満	3	3	3	3
	9月以上12月未満	4	4	4	4
	12月以上	5	5	5	5
2	3月未満	5	5	5	5
	3月以上6月未満	6	6	6	6
	6月以上9月未満	7	7	7	7
	9月以上12月未満	8	8	8	8
	12月以上	9	9	9	9
3	3月未満	9	9	9	9
	3月以上6月未満	10	10	10	10
	6月以上9月未満	11	11	11	11
	9月以上12月未満	12	12	12	12
	12月以上	13	13	13	13
4	3月未満	13	13	13	13
	3月以上6月未満	14	14	14	14
	6月以上9月未満	15	15	15	15
	9月以上12月未満	16	16	16	16
	12月以上	17	17	17	17
5	3月未満	17	17	17	17
	3月以上6月未満	18	18	18	18
	6月以上9月未満	19	19	19	19
	9月以上12月未満	20	20	20	20
	12月以上	21	21	21	21
6	3月未満	21	21	21	21
	3月以上6月未満	22	22	22	22
	6月以上9月未満	23	23	23	23
	9月以上12月未満	24	24	24	24
	12月以上	25	25	25	25
7	3月未満	25	25	25	25
	3月以上6月未満	26	26	26	26
	6月以上9月未満	27	27	27	27
	9月以上12月未満	28	28	28	28
	12月以上	29	29	29	29
8	3月未満	29	29	29	29
	3月以上6月未満	30	30	30	30
	6月以上9月未満	31	31	31	31
	9月以上12月未満	32	32	32	32
	12月以上	33	33	33	33
	3月未満	33	33	33	33
	3月以上6月未満	34	34	34	34

9	6月以上9月未満	35	35	35	35
	9月以上12月未満	36	36	36	36
	12月以上	37	37	37	37
10	3月未満	37	37	37	37
	3月以上6月未満	38	38	38	38
	6月以上9月未満	39	39	39	39
	9月以上12月未満	40	40	40	40
	12月以上	41	41	41	41
11	3月未満	41	41	41	41
	3月以上6月未満	42	42	42	42
	6月以上9月未満	43	43	43	43
	9月以上12月未満	44	44	44	44
	12月以上	45	45	45	45
12	3月未満	45	45	45	45
	3月以上6月未満	46	46	46	46
	6月以上9月未満	47	47	47	47
	9月以上12月未満	48	48	48	48
	12月以上	49	49	49	49
13	3月未満	49	49	49	49
	3月以上6月未満	50	50	50	50
	6月以上9月未満	51	51	51	51
	9月以上12月未満	52	52	52	52
	12月以上	53	53	53	53
14	3月未満	53	53	53	53
	3月以上6月未満	54	54	54	54
	6月以上9月未満	55	55	55	55
	9月以上12月未満	56	56	56	56
	12月以上	57	57	57	57
15	3月未満	57	57	57	57
	3月以上6月未満	58	58	58	58
	6月以上9月未満	59	59	59	59
	9月以上12月未満	60	60	60	60
	12月以上	61	61	61	61
16	3月未満	61	61	61	61
	3月以上6月未満	62	62	62	62
	6月以上9月未満	63	63	63	63
	9月以上12月未満	64	64	64	64
	12月以上	65	65	65	65
17	3月未満	65	65	65	65
	3月以上6月未満	66	66	66	66
	6月以上9月未満	67	67	67	67
	9月以上12月未満	68	68	68	68
	12月以上	69	69	69	69
18	3月未満	69	69	69	69
	3月以上6月未満	70	70	70	70
	6月以上9月未満	71	71	71	71

	9月以上12月未満	72	72	72	72
	12月以上	73	73	73	73
19	3月未満	73	73	73	73
	3月以上6月未満	74	74	74	74
	6月以上9月未満	75	75	75	75
	9月以上12月未満	76	76	76	76
	12月以上	77	77	77	77
20	3月未満	77	77	77	77
	3月以上6月未満	78	78	78	78
	6月以上9月未満	79	79	79	79
	9月以上12月未満	80	80	80	80
	12月以上	81	81	81	81
21	3月未満	81	81	81	81
	3月以上6月未満	82	82	82	82
	6月以上9月未満	83	83	83	83
	9月以上12月未満	84	84	84	84
	12月以上	85	85	85	85
22	3月未満	85	85	85	85
	3月以上6月未満	86	86	86	86
	6月以上9月未満	87	87	87	87
	9月以上12月未満	88	88	88	88
	12月以上	89	89	89	89
23	3月未満	89	89	89	89
	3月以上6月未満	90	90	90	90
	6月以上9月未満	91	91	91	91
	9月以上12月未満	92	92	92	92
	12月以上	93	93	93	93
24	3月未満	93	93	93	93
	3月以上6月未満	94	94	94	94
	6月以上9月未満	95	95	95	95
	9月以上12月未満	96	96	96	96
	12月以上	97	97	97	97
25	3月未満	97	97	97	97
	3月以上6月未満	98	98	98	98
	6月以上9月未満	99	99	99	99
	9月以上12月未満	100	100	100	100
	12月以上	101	101	101	101
26	3月未満	101	101	101	101
	3月以上6月未満	102	102	102	102
	6月以上9月未満	103	103	103	103
	9月以上12月未満	104	104	104	104
	12月以上	105	105	105	105
27	3月未満	105	105	105	105
	3月以上6月未満	106	106	106	106
	6月以上9月未満	107	107	107	107
	9月以上12月未満	108	108	108	108

	1 2 月以上	109	109	109	109
28	3 月未満	109	109	109	109
	3 月以上 6 月未満	110	110	110	110
	6 月以上 9 月未満	111	111	111	111
	9 月以上 1 2 月未満	112	112	112	112
	1 2 月以上	113	113	113	113
29	3 月未満	113	113	113	113
	3 月以上 6 月未満	114	114	114	114
	6 月以上 9 月未満	115	115	115	115
	9 月以上 1 2 月未満	116	116	116	116
	1 2 月以上	117	117	117	117
30	3 月未満	117	117	117	117
	3 月以上 6 月未満	118	118	118	118
	6 月以上 9 月未満	119	119	119	119
	9 月以上 1 2 月未満	120	120	120	120
	1 2 月以上	121	121	121	121
31	3 月未満	121	121	121	121
	3 月以上 6 月未満	122	122	122	122
	6 月以上 9 月未満	123	123	123	123
	9 月以上 1 2 月未満	124	124	124	124
	1 2 月以上	125	125	125	125
32	3 月未満	125	125	125	125
	3 月以上 6 月未満	126	126	126	125
	6 月以上 9 月未満	127	127	127	125
	9 月以上 1 2 月未満	128	128	128	125
	1 2 月以上	129	129	129	125
33	3 月未満	129	129	129	
	3 月以上 6 月未満	130	130	129	
	6 月以上 9 月未満	131	131	129	
	9 月以上 1 2 月未満	132	132	129	
	1 2 月以上	133	133	129	
34	3 月未満	133	133		
	3 月以上 6 月未満	133	134		
	6 月以上 9 月未満	133	135		
	9 月以上 1 2 月未満	133	136		
	1 2 月以上	133	137		
35	3 月未満		137		
	3 月以上 6 月未満		138		
	6 月以上 9 月未満		139		
	9 月以上 1 2 月未満		140		
	1 2 月以上		141		
36	3 月未満		141		
	3 月以上 6 月未満		141		
	6 月以上 9 月未満		141		
	9 月以上 1 2 月未満		141		
	1 2 月以上		141		

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例付則第16項から第18項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第14号

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例付則第16項から第18項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年北九州市規則第88号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(条例付則第56項の規定が適用される間における勤勉手当の総額に関する読替え)

- 5 条例付則第56項の規定が適用される間の第10条の2の規定の適用については、同条中「市長が定める割合を乗じて得た額」とあるのは、「市長が定める割合を乗じて得た額(条例付則第56項の規定により給与が減ぜられる職員(以下この項において「減額対象職員」という。))にあっては、当該額から当該額に100分の1.5を乗じて得た額(同項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその期末手当基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において当該減額対象職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同号の給料月額減額基礎額をいう。以下この項において同じ。))及びこれに対する地域手当の月額の合計額(条例第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第6条第2項に規定する割合を乗じて得た額(第6条の2第1項各号に掲げる職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同条第2項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に条例第25条第2項に規定する市長が定める割合を乗じて得た額)を減じた額)」とする。

(北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例付則第16項から第18項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例付則第16

項から第18項までの規定による給料に関する規則（平成18年北九州市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第8条第8項」を「第8条第10項」に、「第6条第1項」を「第8条」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分並びに第5条第1項中「相当する額」の次に「（給与条例付則第56項の規定により給与が減ぜられる職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加える。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（端数計算）

第6条 改正条例付則第16項から第18項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第2号

北九州市下水道暗渠の使用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月25日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

北九州市下水道暗渠の使用に関する規程の一部を改正する規程

北九州市下水道暗渠の使用に関する規程（平成24年北九州市水道局管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者」を「第120条第1項に規定する認定電気通信事業者」に改め、同項第3号中「有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第3項に規定する有線テレビジョン放送施設者」を「放送法（昭和25年法律第132号）第129条第1項に規定する登録一般放送事業者（その設置する有線電気通信設備を用いて同法第2条第3号に規定する一般放送の業務を行う者に限る。）」に改める。

第9条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。